

裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会（第26回）議事概要

1 日時

平成27年5月12日（火）午後3時00分から午後5時20分まで

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

今田幸子，内田伸子，酒巻匡，椎橋隆幸（座長），竹之内明，龍岡資晃，
榊井成夫，三浦守

（オブザーバー）

合田悦三（東京地方裁判所刑事部所長代行）

（事務総局）

戸倉三郎事務総長，平木正洋刑事局長

4 進行

(1) 平木刑事局長あいさつ

懇談会の開催に当たり，新たに参加することとなった平木刑事局長から，あいさつがあった。

(2) 裁判員裁判の実施状況について

平木刑事局長から，資料2に基づき，平成21年5月21日から平成27年2月末までの裁判員裁判の実施状況について説明があり，このうち公判前整理手続の長期化に関して次のとおりの説明があった。

○ 公判前整理手続の期間は，平成22年から24年にかけて，平均5.4月から同7.0月へと長期化し，その後，平成25年は同6.9月，平成26年は同6.8月となっており，高止まりしている。

○ 裁判所においては，公判前整理手続の期間を短縮するため，早期の打合せの実施，公判期日の仮予約といった取組みを行っており，その結果，短

期間で終局すべき自白事件は、実際に短期間で終局するようになった。しかし、仮予約の運用が最も功を奏するのは全終局事件の総審理時間の約16%を占めるに過ぎない自白事件であるため、その効果は、限定的であるといわざるを得ない。

- 今後は、裁判官同士が、個別具体的な事案を素材として率直な意見交換を行うなどして、争点及び証拠の整理のあり方につき、明確なコンセンサスを形成していく必要があると考えている。このほか、公判前整理手続が長期化しやすい否認事件や鑑定を要する事件についても、原因を分析し、対策を考える必要がある。

(椎橋座長)

公判前整理手続期間の長期化について、裁判所ではどのような取組がされているのか。合田オブザーバーからご紹介頂きたい。

(合田オブザーバー)

東京地裁刑事部においては、平成23年頃には、本格的に公判前整理手続期間の長期化防止策の検討に取り組むようになり、6か月から1年程度の間隔で、その間に判決に至った全件を対象にして、具体的な事例を素材として委員会等の少人数の場で調査・分析を行い、その報告を受けて部総括裁判官全員で意見交換し、その結果を共有・実践することを繰り返してきている。

現在、否認事件も含めて、公判前整理手続長期化要因として問題となっているものとしては、従前から言われているものではあるが、①弁護人の予定主張、あるいは証拠意見の明示の遅れがある。その中には、当初、争点とは関連の薄い過剰な主張をしていたが、最終的にその主張をしなくなったという場合も含まれている。それから、②被告人の精神状態が問題となる際に、弁護人が精神鑑定（50条鑑定）の請求をするか否かの判断をするまでの期間が長期化しているというのも、大きな要因となっている。さらに最近では、③公判前整理手続の終盤になって、検察官による主張の再構成や立証手段の再検討に時間を要

したという報告も増えつつある。今後も具体的な事件を素材に不断に見直して対策を検討し、当事者双方と意見交換しながら、長期化防止を図りたい。なお、分析して得られた問題意識については、協議会等の場を利用して、検察庁及び弁護士会にお伝えしている。

(三浦委員)

公判前整理手続の短縮化のためには、法曹三者それぞれが更に努力を重ねる必要があると感じている。担当者が個々の事件を振り返って協議する場は各庁で設けられているようなので、そのような場を通じて、改善すべき点を議論し、これを意識しながら取り組んでいくことが大事なのだと思う。

(竹之内委員)

公判前整理手続の長期化により、身柄拘束の期間が長期化したり証拠の新鮮さが損なわれたりするといった問題もあるので、早期に公判に移行すべきであり、この点については弁護人の立場からも異論はない。実際の事件について検証し、長期化の原因を明らかにしていく必要がある。

(榎井委員)

公判前整理手続の終盤になって、検察官が主張を再構成する事例が増えてきているということだが、その共通要因のようなものはあるのか。

(三浦委員)

一般論として、検察官が捜査結果を踏まえて主張立証の方針を示していたものの、弁護人の予定主張が出た後に、自分の主張を改めて見直すということもあり得る。個別の事件の事情もあるから、主張立証を常に一貫したものにすることはなかなか難しい。

(龍岡委員)

東京地裁での検討結果は、他の裁判所の裁判官にも共有されているのか。

(合田オブザーバー)

当事者が提出した書面など、具体的な事件記録の内容をもとに検討している

ので、他庁との共有はなかなか難しい。ただ、地方でも、場合によっては複数の庁の裁判官が集まり、似たような取組みを行っているところがあるとは聞いている。

(3) 裁判員等経験者に対するアンケートの結果について

平木刑事局長から、資料3に基づき、平成26年度の裁判員等経験者に対するアンケート結果について報告がされた。

(三浦委員)

検察官の法廷での説明等を分かりにくいと感じた裁判員等が、多くはないものの一定の割合存在することについては、大きな問題だと感じている。否認事件が自白事件より分かりにくくなっており、否認事件を分かりにくいと感じた裁判員等の割合が昨年度よりも増えている。否認事件では、双方の主張が対立していることもあり、複雑な主張になりがちだが、いかに分かりやすく主張を伝え、質問をするかということが大きな課題だと思う。

検察官の法廷活動において、分かりにくかったとの評価の割合が最も高いのが「証人や被告人に対する質問の意図・内容」であり、証人尋問や被告人質問の能力をどのように高めていくかが課題だと認識している。若手を中心に検察官全体を対象とした研修を中央で実施するほか、各地の地方検察庁でも、特に、模擬で証人尋問や被告人質問を実際に行うという実践的な研修に力を入れており、このような研修が時間を経て実を結び、分かりにくいと感じる人が減っていけばよいと思っている。

(竹之内委員)

弁護士会は、弁護人の法廷での説明等の分かりやすさの数字が良くないことに非常に大きな危機感を持っており、昨年裁判員制度施行5周年の際の日弁連会長談話でもこの点に言及し、弁護士会として取り組むことを明らかにしている。特に、実演型の研修を重視し、そうした研修を受講したことを裁判員裁判対象事件の国選弁護士候補者名簿の登載要件とするといった取組を実施し

ている。

最近、裁判員等経験者のアンケートの生データを裁判所からご提供いただき、裁判員等の評価を具体的な事件での弁護人の法廷活動と紐付けし、それによって得られた教訓を集約しながら研修の場などで活かしていくということにも力を入れ始めている。

(内田委員)

弁護士会の持っている危機感がよく分かった。アンケートの結果を具体的な事件との関係で分析することは、大事なことだと思う。検察庁は実践的な研修をしているということだが、これもとても良いことだ。

分かりやすい話し方に向けた配慮としては、3つの点がある。1点目は、話し方への配慮である。具体的には、声の高さを半音上げて文末をはっきりと話すこと、間をとって話すこと、聞き手の表情をよく見ること、短文主義で、ぜい肉を取った話をするなどである。2点目は、談話構造への配慮である。最初に結論を述べてそれから理由を明らかにする結論先行因果律での談話構造を心がけるようにするとよい。3点目は、コミュニケーションスタイルへの配慮である。朗読調で話すのではなく、相手に話しかけるようにして意見を言ったり質問をしたりすれば、もう少し分かりやすくなるのではないか。

(今田委員)

内田委員のご指摘はそのとおりで、確かに分かりやすくなるだろう。ただ、それは一般論であり、ここでは、普通の人にとっては特別な状況である、裁判という場での分かりやすさが問題になっていることを考えなければならない。込み入った議論をしているのを見聞きした場合、その内容が理解できないケースが一定数あるのは当然であるし、理解できるか否かは、受け手が持っている情報の質や量や分野の違いによって左右される部分がある。そう考えると、アンケートのこの結果についてそれ程深刻に問題視する必要はないのではないか。私は、法曹三者が制度開始からこれまで大変な努力を重ねていると評価し

ている。

ただ、法曹三者が、その実践を踏まえて、改善のための話し合いの場を設けることは良いことだと思う。

(榊井委員)

弁護人の証人や被告人に対する質問の意図・内容が分かりにくかったとする回答が約3割にも上っているが、これは高すぎるのではないか。弁護士会はどう考えているのか。

(竹之内委員)

刑事事件で弁護人が行う尋問の多くは、検察側証人に対する反対尋問である。反対尋問では、意図を隠しながら尋問することもあり、その意図が裁判員に伝われば分かりやすい尋問ということになるが、奏功しなければ、裁判員にとっては意図が分からない尋問ということになる。そういう意味では弁護人は検察官よりも不利だと思っている。

(酒巻委員)

裁判官の説明に対する評価は、両当事者の法廷での説明等に対する評価に比べて高い。裁判官は、常に裁判員と共にいて、評議の場だけでなく、その都度説明をしているから、裁判員にとって分かりやすく感じるということなのだろうか。

(戸倉事務総長)

裁判官の説明に対する評価が高いのは、裁判所が分かりにくい審理をしたために、裁判員が疑問を持ったまま評議の場に臨み、その冒頭で裁判官の説明を受けて初めて理解できたということではないのか。裁判所は、この数字を喜ぶのではなく、裁判官の説明抜きでも分かるような公判審理を目指すべきである。

(酒巻委員)

厳しい言い方になるが、それは直接心証をとっていないということかもしれない。

(戸倉事務総長)

アンケートを見ていると、弁護人の法廷活動に関し、声が小さいとか早口だという指摘がしばしばある。検察官についても、数は少ないものの似たような指摘があった。内容の分かりやすさについては事件の内容との関係で制約もあるだろうから仕方ないとしても、声が小さいとか早口といったことは、裁判官が適切に当事者に注意すれば、審理の途中でも改善されるはずである。

(椎橋座長)

これまでの話から、「わかりにくかった」と言っても様々な意味があることや、法曹三者の役割によってどうしても分かりやすさに差が出てしまうことがあるということが分かってきた。また、どこまでやれば目標を達成したことになるのかという点も難しい問題のようである。ただ、改善できることもあるだろうから、今後も様々な対策を講じつつ、何を指すのかについても継続して考えていく必要があるだろう。

(4) 裁判員制度の運用に関する意識調査について

平木刑事局長から、資料4に基づき、第6回目の裁判員制度の運用に関する意識調査の結果について報告がされた。

(5) 裁判員制度の運用に関する意識調査の今後の編集方針について

平木刑事局長から、裁判員制度の運用に関する意識調査の今後の編集方針について、次のとおり事務局の考え方が示された。

- 裁判員制度の運用に関する意識調査については、裁判員制度導入当初からの調査結果を記載し、経年変化を観察できるようにしてきたが、紙面の制約上、過去の調査結果を全て掲載することは難しくなってきた。
- 経年変化の観察は有益なので、過去の調査結果の全部は無理だとしても一部は記載すべきであると考えられるが、この場合の編集方針につき、委員のご意見を賜りたい。

(内田委員)

これまでの帯グラフを継続するのではなく、経年変化を全て追うために、年度を横軸にとった折れ線グラフにするという方法もあるのではないか。

(今田委員)

現在の体裁は、全ての項目について、全体の経年変化と、性別や職業別のセクションの単年度の結果の両方を掲載するというものであるが、これについてはそろそろ改めてもよいのでは。例えば、裁判員制度の周知状況に関する項目は、非常に高い割合で安定し、経年変化もほとんどなく、このような項目を現在の体裁で載せ続ける必要はない。項目のうち、経年変化やセクション別の差異が目立つものを選択してグラフ化すればよい。また、セクション別のグラフは今のところ単年度の掲載になっていて経年変化を見ることができないが、一部の項目については、セクション別の経年変化をグラフにすることも検討されてはいかがか。

(椎橋座長)

事務局には、委員から伺ったご意見を踏まえて、より具体的な案を提示していただきたい。

(6) 裁判員制度の運用に関する意識調査の質問項目について

平木刑事局長から、裁判員制度の運用に関する意識調査の質問項目に、国民の裁判員裁判への関心を高め、参加意欲を向上させるために必要なことは何かを問う質問を加える案について、前回の有識者懇談会での委員の意見を踏まえた事務局の検討内容が説明された。

(柘井委員)

選択肢の一つとして、経験談を考えているとのことだが、この選択肢を選ぶ回答が多かった場合には、裁判所はどのように対応していくことになるのか。

(平木刑事局長)

前回の有識者懇談会で柘井委員からご指摘があったように、裁判員等経験者の多くがよい経験だと感じているのに対し、未経験者の参加意欲が低いという

隔たりがあるので、それを埋めていくためには経験者の経験談が有効なのではないかという考えである。

(内田委員)

意味が取りづらいので、選択肢の表現振りを工夫した方がよいのではないか。

(椎橋座長)

全体として、事務局の考えている質問を追加することそれ自体には異論はないと受け止めたので、選択肢の表現については、委員から伺ったご意見を参考にして事務局に修正を検討していただき、この質問を追加した上で次回の意識調査を実施することにつき、異論はないか。

(異議なく了承された。)

(7) 裁判員裁判に関する論点事項について

ア 遺体写真の取扱いについて

平木刑事局長から、遺体写真の取扱いに関する裁判所の現状認識について、次のとおりの説明がされた。

○ 各裁判体において、遺体写真等の刺激の強い証拠については、両当事者の意見を十分に聴取した上で、①要証事実との関係でその証拠が本当に必要なのか、②その取調べが裁判員に過度の精神的負担を与え、適正な判断を妨げるようなことがないか、③他に代替証拠はないか等の諸点を考慮して慎重に判断してきたところと認識している。

○ これに対しては、二通りのご意見が寄せられている。一つは、本来必要な証拠を、裁判員の負担を考慮して取り調べていないのではないかというものであり、もう一つは、裁判員の精神的負担に配慮するばかりでなく、被害者遺族等の心情にも配慮して、遺体写真をそのまま取り調べるべきではないかというものである。世間一般の認識は、裁判所のこれまでの議論と若干ギャップが生じているのではないかという疑問もあり、こうしたギャップを埋めるために、裁判所として何か出来ることはないか考えている

ところである。

(合田オブザーバー)

事務局からの説明に補足して、現場の実情を申し上げたい。裁判所の実務のスタンスとしては、まず、当事者に対してその証拠で何を証明しようとしているのかを明らかにしてもらい、その証拠を調べる必要性を十分に議論する。次に、必要性が認められた場合でも、実際に法廷に出される証拠をどのような形のものにするかということを変更して検討する。もともとの証拠がカラー写真であったとしても、そこに写っている内容のどこがどういう具合に必要なのかという点を議論して、裁判員の精神的な負担が軽くなると同時に必要な情報は伝わるという代替的な証拠、具体的にはイラストや白黒写真を調べる場合もある。必要性を認めて採用した場合には、裁判員に見てもらわなければならないので、選任手続期日では、そのような証拠を調べる予定であることを明らかにして、場合によっては辞退の申立てができるようにする。辞退せず、裁判員等に選任された方に対しても、その証拠を調べる前に、これから調べる証拠にこのようなものが含まれている、ということを伝え、実際に見た後も十分なフォローを行う。

東京地裁の半数程度の公判部に対し、この種の証拠についてのここ半年程度の取扱いについてヒアリングをしてみたところ、人が亡くなっている事件であっても、検察官がそもそも遺体写真等の刺激の強い証拠を請求していないというケースがあった。あくまで推測であるが、事案に争いがなかったり、争点との関係でそのような証拠を調べる必要がなかったり、弁護人がそのような証拠を取り調べることに反対し、それを踏まえて検察官が請求を控えたということが考えられる。そのほか、検察官が遺体や傷口の写っている写真等を請求する場合があるが、先ほど申し上げたとおり、裁判所は、立証趣旨や必要性について当事者と議論し、提示命令を発して現物を確認するようになっているところ、請求のとおりそのまま採用したという事例は今回ヒアリン

グした中では少数にとどまっております、大多数の事件では、イラスト、レントゲン写真、医師の供述で代替する、写真を使う場合でも白黒写真にしたり、一部をマスキングしたりするという工夫を行っている。

(三浦委員)

裁判所の考え方は、合田オブザーバーから紹介のあったような形で、どの裁判所でも共通していると思われるので、検察官は、それを前提として、遺体写真等の証拠請求にあたっては、裁判所に対してきちんと必要性を説明できるかどうかを吟味し、必要性が認められるものに厳選して請求するというスタンスで臨んでいる。また、できるだけ裁判員の負担とならないように、イラスト等で代替が可能な場合にはそのようなものを請求している。立場の違いや見解の相違から、検察官と裁判所の意見が異なる場合は当然あるわけだが、それはこの話に限ったことではない。

(竹之内委員)

弁護士会は、裁判員制度が始まった当初から、遺体写真等の刺激の強い証拠が裁判員の感情をいたずらに刺激し、事実認定や量刑の判断に影響、混入するのではないかという懸念を抱き、法律的関連性や必要性の観点から問題提起をしてきたが、なかなか受け入れてもらえなかった。弁護士会の問題提起とは角度が異なるが、この問題が取り上げられるようになったことについては評価をしている。

法律的関連性や必要性の観点からすると、死亡の事実を立証するのであれば死体検案書で足りるし、遺体の損傷状況についても図面などで十分代替可能なはずである。損傷状況が犯行態様の間接事実となる場合があることは否定しないが、これまでは、犯行態様に争いが無い場合であっても、損傷状況の写真が証拠として採用されていたのではないだろうか。犯行態様に争いがある場合であっても、遺体写真による感情の刺激がもたらす弊害と、その証拠価値とを比較検討して、弊害が証拠価値を上回るときには証拠として採用

すべきではない。

以上が弁護士会としての基本的な考え方であり、会員に対しても周知を図っている。ただ、このような視点を意識せず、安易に遺体写真の証拠請求に同意しているケースもあると聞いているので、今後は、このような視点を持ってもらうように、関連性・必要性についての議論の浸透を図っていきたい。

(椎橋座長)

検察官は、必要性を踏まえた証拠の厳選を検討すると共に、被害者のご遺族の要望にも応えなければならない立場にあると思うが、どのように対応しているのか。

(三浦委員)

ご遺族の中には、裁判所に対し、遺体写真の取調べを通じて、何が起き、その結果がどうなったことを見てもらいたいという希望を持たれる方もいる。検察官がそのようなご希望を受け止めること自体は必要だが、検察官が請求したとしても、裁判所が採用しない限りは取り調べられることはないので、取調べの必要性が認められない場合には、その点をご遺族に説明して理解を求めるようにしている。ご遺族にも様々な考えや心情があるので、検察官も思い悩みながら活動をしているということだと思う。

イ 裁判員裁判における控訴審の在り方について

平木刑事局長から、裁判員裁判における控訴審の在り方に関する裁判所の現状認識について、次のとおりの説明がされた。

- 近時、裁判員裁判の判決が控訴審で破棄された例が複数報道されており、裁判員制度の理念が軽視されているのではないかとの批判も散見される。
- 裁判官の間での受け止め方としては、法が控訴審で破棄することを容認している以上、控訴審としては、裁判員裁判であっても、他の同種事案と比較して公平を欠く量刑や、判決に影響を及ぼすことが明らかな事実誤認があると認められる場合には、これを破棄せざるを得ないという理解が一

般的であると思われる。

- 他方で、裁判官の間においては、控訴審は裁判員裁判の判断を尊重すべきである旨の議論もなされている。主要な15罪名（※殺人、強盗致死〔強盗殺人〕、強盗致傷、現住建造物等放火、強姦致死傷等）における破棄の割合について、第一審裁判官裁判に対する平成18年から20年に終局した控訴審判決と、裁判員制度施行から平成27年2月末までの期間における、第一審裁判員裁判に対する控訴審判決を比較すると、前者は17.6%に上るのに対し、後者は7.9%に減少しており、裁判官裁判に比べて、破棄の割合は低くなっている。
- この点についても、裁判所のこれまでの議論と、世間一般の議論との間にギャップがあるように思われ、このギャップを埋めるために裁判所として出来ることはないか、考えているところである。

（竹之内委員）

国民の間に誤解があるとすると、それを解きほぐす役割は、在野法曹である弁護士が担っていくしかないのではないかと感じている。

（内田委員）

裁判員裁判では、非常に丁寧な準備が行われており、分かりやすい審理を踏まえて、やはり丁寧な評議が行われて判決に至っている。それでも控訴審が量刑不当や事実誤認を理由に破棄せざるを得なかった事件があるというのは、法律が、誤りの生じないようにする仕組みを保障しているということであり、国民としてはむしろ安心すべきことだ。

（椎橋座長）

まだ他にもご意見はあるかと思うが、時間もないので本日はこのあたりで終わりとしたい。

(8) 次回以降の予定等

次回の懇談会は11月頃に開催する予定とし、具体的な日程については追っ

て調整することとされた。